

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の公用車の運行管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車
本会が所有又は借り上げる自動車及び原動機付自転車をいう
- (2) 運転者
職員及び職員以外のもので、公用車の運転に従事する者をいう
- (3) 安全運転管理者・整備管理者
職員の中から安全運転管理者・整備管理者として会長が任命した者をいう

(安全運転管理者)

第3条 公用車の運行管理は、安全運転管理者があたる。
2 安全運転管理者は、公用車を安全かつ適切に運行するため必要な措置を講じなければならない。

第2章 運行管理

(運行基準)

第4条 公用車は、道路運送車両法その他車両整備に関する法令の規程による整備が適正に行われている状態において、道路交通法その他道路交通安全確保に関する法令の規定に従い、公務を適正かつ効率的に遂行するため運行しなければならない。
2 安全運転管理者は、道路運送車両法の規定する保安上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。

(公用車以外の自動車及び原動機付自転車の使用)

第5条 安全運転管理者の承認を受けた場合でなければ、公用車以外の自動車又は原動機付自転車を公務遂行のため運行の用に供してはならない。

(点検及び整備)

第6条 安全運転管理者は、公用車を道路運送車両法その他車両の整備に関する法令を遵守して、整備管理者に点検及び整備させなければならない。

(安全運転管理者の義務)

第7条 安全運転管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態を常に留意するとともに運転者が道路交通法その他の交通法令を遵守する等運行の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。
2 安全運転管理者は、交通事故の発生に伴う損害賠償のため、政府が行う自動車賠償保険及び民間損害保険会社等の行う任意保険に加入手続きしなければならない。

(運転者の義務)

第8条 公用車を運転する者は、始動前に運行に適するかどうかを確認し、道路交通法その他道路交通安全の確保に関する法令の規定に従い、安全の確保及び業務の効率的な遂行に努めなければならない。

(交通事故の措置)

第9条 運転者は、公用車の運行により道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、必要な措置を講ずるとともに直ちに安全運転管理者に報告しなければならない。
2 安全運転管理者は前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、公用車事故報告書を作成し会長に報告しなければならない。

第3章 損害賠償等

(損害賠償)

第10条 公用車の運行によって発生した交通事故について、本会がその損害を賠償すべき責任がある場合は、自動車損害賠償法の規定により政府が行う自動車損害賠償保険事業の補償及び任意保険の補償を基準として適正な賠償をするものとする。

(見舞金等)

第11条 安全運転管理者は第9条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該事故が人身事故である場合は、見舞金を添えて被害者に謝意を表さなければならない。
2 安全運転管理者は加害事故による損害賠償の額について、人身事故の場合は自動車損害賠償保障法及び任意保険の規定に基づいて査定される基準額を物損事故の場合は原状回復に必要な費用及び使用不能となった間における逸失利益の額を合計した額を基準として損害賠償事案を作成し、会長に報告しなければならない。
3 会長は前2項について理事会の意見を聞いて定めなければならない。

(被害者との協議)

第12条 安全運転管理者は、前3項の案により被害者と協議し、加害事故に係わる損害賠償事案が円滑に解決するよう努めなければならない。

- 2 安全運転管理者は前項の協議が整わないときは、その旨を会長に報告しその後の取扱いについて指示を受けるものとする。
- 3 安全運転管理者は、加害事故に係わる損害賠償事案について被害者との間に協議が成立したときは、契約書を作成し、被害者に対し速やかに損害賠償を行うため必要な措置を講じなければならない。

(事故処理完了報告)

第13条 安全運転管理者は、加害事故にかかる損害賠償事案の処理が完了したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

第4章 求 償

(求 償)

第14条 第10条の規定により本会がその損害を賠償した場合において、当該事故が運転者の故意又は重大な過失において発生したものであるときは、本会が賠償した金額の全部又は一部を求償するものとする。

(理事会への付議)

第15条 会長は当該事故が前条に規定する損害を賠償する責任の有無及び賠償額の決定について理事会に審議を求めなければならない。ただし、明らかに賠償責任がないと認められるものについてはこの限りではない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、公用車の運行管理に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年6月1日から施行する。